

(令和3年度)第3回 個人住民税検討会議事概要

1 日 時 令和3年9月28日(火)10時00分～12時00分

2 場 所 WEB会議にて開催

3 出席者 林座長、石田委員、小畑委員、神山委員、坂巻委員、平井委員、
齊藤委員、吉本委員、渡邊委員、山内委員、東田委員（代理出席）

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 個人住民税の現年課税化について
- (3) 金融所得課税について
- (4) 公的年金等控除における合計所得金額について
- (5) 閉会

5 議事の経過

- 議題「個人住民税の現年課税化について」「金融所得課税について」「公的年金等控除における合計所得金額について」に関して、それぞれ総務省からの説明の後、意見交換が行われた。

(以下、「個人住民税の現年課税化」に関する主な意見等)

- 翌年度課税から現年度課税への切替え時の問題はきちんと整理しなければ、納税者の理解が得られないのではないか。
- 今後、マイナンバーカードの普及や地方税納税システムの充実等により、どれだけ効率化できるのかという点も議論していく必要があるのではないか。
- 現年課税化について、諸外国の状況の検討はしたのか。また、我が国に近い仕組みの国はあるのか。

- 国際的に、前年度の所得により税額を確定して企業で特別徴収する課税方法は特殊だという認識をしていた。源泉徴収と年末調整だけで課税が完結する国はそんなに多くない。
- 従来、日本の労働慣行において退職は一生に1回だけであったところ、転職や海外赴任など多様な働き方への対応が問題意識の一つであったのではないか。現年課税化する際に、1年分の税を取らないこととするのは、所得のタイミングを調整できる自営業の人において公平性の問題が生じるのではないか。
- 今後、副業する者が複数の会社のうちどこが特別徴収するのかという課題が生じた場合に、例えば、一律で徴収しておいて、把握している口座に調整分を返すという仕組みが良いのではないか。
- 消費税については、一般消費税等のいくつかの例を提示しながら導入した。現年課税化においても、導入時に2年間、又は3年間の平均で課税することなど、選択肢を提示することをして良いのではないか。この検討会での議論も貴重な情報となるのではないか。
- 現年課税化する際には、1年間分の課税を免除することとしても大きな影響はないのではないか。一般的に、その年の住民税について、いつの所得に対する課税なのかはあまり意識されておらず、退職の翌年度などに、税負担を重く感じて初めて意識するのではないか。ただし、所得の移転可能性や労働供給への影響など、現年課税化を実現する際に留意が必要なこともある。また、諸外国の状況についても留意する必要があるのではないか。
- 長年、議論が継続されており、実現には厳しいハードルがあるとは思いますが、政府の各種委員会や審議会においては、なぜやらないのかという意見があるためどこかで思い切って取り組むことも必要となるのではないか。そうでなければ、諦めるということも検討すべきか。
- 現年課税化は特別徴収を前提にした議論になるのではないか。その際には、所得税においても配慮してもらおうなど、所得税と住民税をあわせた形で検討していくことが必要なのではないか。

- 現年課税化を行う際にある年分の所得を非課税とすることとした場合には、例えば金融所得、土地、建物等、売却時期を調整できる所得について、非課税になる年に所得を集めることが予見されることなど、留意が必要ではないか。
- 戦後、所得税の現年課税化の際には、2年間の平均で税を取るという仕組みであった。実務的な執行可能性も考える必要があるため万能ではないが、特定の年分の税を非課税にするよりは、平均を取るという方法は良いのではないか。

(以下、「金融所得課税について」に関する主な意見等)

- 個人的に金融所得課税の税率は他国と比べて低過ぎるのではないかと思うが、金融所得の税率だけを一律に高くすべきではなく、他の所得への課税状況を踏まえる必要があることから、金融所得課税の累進税率化についての検討も必要ではないか。
- 所得税と住民税の最低税率を比較して金融所得課税の税率についての議論を行うこともできるのではないか。また、税収の帰属地の問題について、本社所在地や所有者の住所地に帰属させると、偏在は起こってしまうのではないか。
- 経済界においては、税率を上げることで金融資産が海外に逃げる恐れがあるため、税率を高くすべきではないと主張する声があるが、所得における税負担の割合について、高所得者においては低くなっているという状況は適正とはいえないのではないか。
- 一律に税率を高くすることは、現在、申告不要を選択している多くの低所得者層に高い税率を課すことになる可能性があるため、丁寧に検討していく必要がある。
- 一般的には高所得者に課税すべきだという話がある一方、金融所得課税については、スタートアップ企業を増やす動きがある中で、その意欲を削いでしまうのではないかという議論がある。またコロナ禍においても、株式市場自体はそれなりに株価が高いところで推移している中で、税率を上げると株式市場を冷え込ませるのではないかという懸念もある。
- 金融所得に応じて累進税率化をする場合には、源泉徴収で申告不要を選択した金融所得については、技術的にどのように紐づけをして課税することとなるの

か。

(以下、「公的年金等控除における合計所得金額について」に関する主な意見等)

- 住民税においては、通常の所得は翌年度に課税されることとなっていることから、同じ台帳の中で現年課税の退職所得を管理することは非常に難しく、確定申告書の処理をするときの整合性チェックの中で、本人が申告した所得と異なるときにエラーがあるものを調べるというのが一般的である。
- 納税者が申告をしていれば把握できるが、所得税で退職所得申告をしない人の退職所得を把握するには相当な労力がかかる。退職所得が納入されると、納入書、納入申告書が提出されるが、納入申告書には、退職所得の総収入額、退職者数、税額の項目があり複数人のものが一緒になっていることがあるため、個人が特定できない。
- 合計所得金額を地方税法のものとしていただければ市町村の事務が楽になり、特別徴収義務者においても、市町村からの照会が減るというメリットがあるのではないか。
- 退職所得の有無については、個別に照会をすれば把握は可能かもしれないが、事務の負担などからは全てのものに対応するのは困難。また、退職所得の把握の有無によって控除額の判定に影響があることとなると公平性が確保できなくなるため、退職所得を含まないような改正等が可能であれば望ましいと考える。
- 退職所得を把握できるような仕組みにするか、住民税においては合計所得金額から退職所得は外すとするか。自治体によって取り扱いが違うというのは適切ではない。
- 住民税においては、退職所得は現年課税で、その他の所得は翌年度課税となるので、住所地のずれが生じる等、執行上どうしても課題が生じるのであれば、地方税法の改正により対応することも選択肢としてあるのではないか。

- 年金所得に対して税負担が軽くなっている状況において、さらに年金で優遇することになるのではないか。

(以上)